

前漢末における三公制の形成について

吉野, 賢一
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25820>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 33, pp. 45-60, 2005-05-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

前漢末における三公制の形成について

吉野 賢一

問題の所在

表題に掲げた「前漢末における三公制」とは、綏和元（前八）年の改革を経て、元壽二（前一）年に「大司馬・大司徒・大司空」として形成されたものを指す。この三公制形成の歴史的意義については、これまで尚書制度の充実と御史大夫の職掌の変化に伴う官制改革ということを中心に論じられてきた¹⁾。しかし、この三公制形成がなされた時期は、王莽が権力を伸張しつつあった時期にあたる。それ故、筆者はこうした官制改革という観点のみではなく、王莽による禪讓革命の実現をも見据えた三公制形成の歴史的意義の追究が必要なのではないかと考える。

その際、筆者の念頭には、なぜ前漢末の三公制は大司馬・大司徒・大司空によって構成されていたのかという素朴な疑問がある。周知のように、前漢代の宰相制は、丞相・御史大夫・大司馬將軍（太尉）という体制から、綏和元（前八）年の丞相・大司空・大司馬への改革を経て、ひとたび旧に復されるも元壽二年の三公制改革においてはじめて大司馬・大司徒・大司空の三官からなるものとして確定され、始建國元（後九）年の王莽即真以後に及んだとされている²⁾。その際、三公制が官制の頂点に位置する制度であることを踏まえると、なぜ三公が大司馬らによって構成されねばならなかったのかということは、看過し得ない問題をはらむであろう。これらのことは、前漢末に行われた三公制改革が、王莽による禪讓革命実現にも重要な意義を有していたのではないかということを想定せしめるのである。

一方、前漢末に三公とされた大司馬などの呼称は、周代の制度にその淵源を見ることができるとされている。しかし、『漢書』卷一九上「百官公卿表」には周代の三公として太師・太傅・太保と司馬・司徒・司空からなるとする二様の記載

前漢末における三公制の形成について（吉野）

がなされており⁽¹⁾、このことは『漢書』が作成された時点においてさえ、周代、三公がいかなる官により構成されるべきものであるかについての認識が未だ確定していなかったことを示しているよう。それ故に、筆者は前漢末の三公制には周代の制度の影響は小さかったのではないかと考える。それでは、前漢の三公の名称はどこに淵源を持つと認識されたのであろうか。

本稿は上述のような問題の解決のために、まず前漢末に現れる大司馬・大司徒・大司空が舜の制に相似していることを考察し、次いで古の聖代に行われたとされる帝堯から帝舜への禪讓と同様の改革を求めようとする当該時期の状況の中から三公制が形成されたことを明らかにしたい。

一 大司馬・大司徒・大司空の名称の起源について

本節では、まず三公制を構成する大司馬・大司徒・大司空と舜の制度との関係について明らかにする。従来の見解によれば、司馬・司徒・司空の名称は今文学派のテキスト中に現れる周代の制度に基づくものとされている。しかし、この三公は周の制度よりも先に舜の制として現れている。それ故に、筆者は、前漢末の三公制は舜の制を意識して採用されたのではないかと考えるのである。

『漢書』卷一九上「百官公卿表」には、堯・舜の時代の制度を述べて、

書載唐虞之際、命羲和四子順天文、授民時。咨四岳、以舉賢材、揚側陋。十有二牧、柔遠能邇。禹作司空、平水土。棄作后稷、播百穀。高作司徒、敷五教。咎繇作士、正五刑。垂作共工、利器用。益作朕虞、育草木鳥獸。伯夷作秩宗、典三禮。夔典樂、和神人。龍作納言、出入帝命。

とある。この記述は、『尚書』虞書に基づいてなされたものであるが、ここに前漢末の大司徒・大司空に類似した司徒・司空の名称が見出せることに注目したのである。

しかし、そのように考えると、前漢末において三公の一翼を占める大司馬が舜の制とされるものの中に存在していないことは見過ごすことのできない問題である。次に、この問題について考えてみる。

始建國元(後九)年、王莽は前漢を滅ぼして新朝を樹立した。周知のように、この王莽は舜の後裔であることを自認するのであるが、その樹立した王朝でも、舜の制を採用している。その最たるものは、『漢書』卷九九中「王莽傳に、置大司馬司允・大司徒司直・大司空司若、位皆孤卿。更名大司農曰羲和、後更為納言。大理曰作士。太常曰秩宗。大鴻臚曰典樂。少府曰共工。水衡都尉曰予虞。與三公司卿凡九卿、分屬三公。每一卿置大夫三人、一大夫置元士三人、凡二十七大夫八十一元士。」

とあるような、三公の次官たる三公司卿すなわち大司馬司允・大司徒司直・大司空司若と羲和(納言)・作士・秩宗・典樂・共工・予虞というような舜の制を模倣した九卿制である。これを先に示した舜の制と比較すると次表のようになる。

表1) 舜九官と新九卿との比較表

舜	司空	后稷	司徒	作士	共工	朕虞	秩宗	典樂	納言
新	大司空司若	大司馬司允	大司徒司直	作士	共工	予虞	秩宗	典樂	納言

ここで注意しておきたいのが、おおかた新の九卿が舜の制度に倣っているのに対して、舜の「后稷」に相当する官が新の九卿の中に存在せず、「大司馬司允(すなわちその上官たる大司馬)」が代わりに置かれている点である。このことは、王莽の時代に大司馬と后稷とを同様のものと見なす傾向があったことを示すものであろう。また、前漢末から後漢初に多く現れ、王莽の王朝革命にも大きな影響を与えた緯書の中にも、堯もしくは舜の制として大司馬の名を記したものがあつた。すなわち、『尚書』の緯書の一つである『尚書刑德放』に、

益爲司馬、高爲司徒、禹爲司空。聖帝即位、三公象三能矣。

堯使稷爲司馬。

稷爲司馬、契爲司徒。

とあり、また同じく『尚書中候』には、

稷爲大司馬、舜爲太尉。

とあるのである。これらの緯書の成立時期については、前漢末から後漢の頭にかけて限定はされているものの、確固た

る時点は不明である。この点、本節で問題とする前漢末の状況に沿っていると確定することは難しい。だが、例えそれが後付の解釈であろうとも、三公制が形成されたのと密接した時代に、大司馬が后稷の就いていた官として認識され、さらに「三公」と称されていたことは前漢の三公制が舜の制度の影響を受けた可能性を傍証する上で注目するに値するであろう。

それでは、なぜ王莽の制度において、(舜の時代における)后稷の官は採用されず、大司馬と置き換えられたのであろうか。その一つの理由として、后稷が単なる官名ではなく、それに就いていた「棄」個人を表象する固有名詞となっていたということが挙げられよう。右の緯書に現れる后稷は、「司馬となつた」とある文脈上、人名と理解するのが適当であろう。この后稷は、周王朝の始祖とされているため、周代には郊祀において天に配されており、さらに、前漢末に至ると、后稷は朝廷の官稷として祭られる対象となるのである。『漢書』卷二五下 郊祀志には、元始五年に王莽による建議を受けて、

遂於官社後立官稷、以夏禹配食官社、后稷配食官稷。

と、后稷を官稷となしたことが述べられている。このように、固有名詞化されさらに神聖化された后稷という官名を、王朝の一制度として採用するにはある種の抵抗があり、それに代わるものとして当時外戚が多く就き重要な役割を担うようになっていた大司馬が、后稷と同一視せられたのではないかと考えるのである。また、右の後稷と大司馬とを同一視するかのような緯書の記述は、このような后稷が神聖化される流れの中で現れた発想なのではないかと筆者は考えるのである。

以上、堯・舜の時期(正確には後述するように、堯の末、舜が摂政であった時期)、司馬・司徒・司空が三公として存在していたと前漢末く王莽時代に認識されていたことを述べたが、『尚書』や『漢書』に現れるこの舜の制度は、九つの官が並列して存在するものであり、司馬・司徒・司空のみを三公として貴ぶ緯書や前漢末、さらには王莽の三公司卿・六卿と分別する有り様とは、明らかに異なっている。よって、次にこのことの持つ意味について考えてみよう。

まず考えられることは、司馬・司徒・司空の三官に就いていた人々が、他の諸官に就いていた人々に比べ、いずれも舜の時代に重要な役割を果たしていたということである。『漢書』卷一九 百官公卿表によれば、舜の時代、三公とされ

た司馬・司徒・司空に就いていた人々はそれぞれ后稷・契（高）・禹の三名であり、緯書によれば司馬の就官者としてさらに益が挙げられる。彼らは、舜の配下の中でも特に重要な働きをしたとされる人々である。順次、これを見ていこうと思う。

周知のように、堯の治世の末年、堯は天下が未だ定まっていなことを憂えて舜を摂政に採用し、その舜は四名の人々を登用することでその累積する課題を解決した。そこで登用された人々が益・禹・后稷・契らであり、益は火を司つて禽獸を追い払うことを任とし、禹は治水を行つて国土を確定することを任とし、后稷は稼穡を民に教えて飢えないようにすることを任とし、契は教化を司つて民を秩序づけることを任としたという。『孟子』卷五 滕文公章句上には、このことを伝えて、

舜使益掌火。益烈山澤而焚之、禽獸逃匿。禹疏九河、濬濟漯而注諸海、決汝漢、排淮泗而注之江。然後中國可得而食也。當是時也、禹八年於外、三過其門而不入。雖欲耕得乎。后稷教民稼穡、樹藝五穀。五穀熟而民人育。人之有道也、飽食煖衣、逸居而無教、則近於禽獸。聖人有憂之、使契為司徒、教以人倫。父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有叙、朋友有信。

とあり、契の司徒を除いて、他の三名に冠する官名こそ現れないものの、その司るところは百官公卿表に現れた后稷・司空および朕虞が司るところの職掌と一致することがわかる。また、先の緯書との関連で考察を進めると、緯書では、司馬・司徒・司空が三公とされ、后稷・契・禹・益らがその職にあつたとある。周知のように、前漢末より成立したとされる緯書は、すでに多く散逸しており、その文章が一体何を指しているのかは推測の域を出ない。ただ、緯書の記述は、右に紹介した『孟子』に現れる舜の逸話と、登場人物などに共通する点も多く、おそらく、緯書の作成には『孟子』の影響があつたのではないかと考えられる。百官公卿表にて朕虞にあつたとされる益が司馬として緯書に現れるのも、『孟子』の話の中で重要な人物と見なされていたからであろう。

以上のことから、司馬・司徒・司空らは理想視される舜の政治プランを行う上での中核を担う官であり、他の官よりも重視されていたことがわかる。また、舜の時代にそれらに就いていた后稷らは、また舜の後の時代にまで大きな影響を与えた人々であり、後世の歴史観の中でも重要な意味を持つ人々であつた。この点は、次節以降の展開とも大いに関

わる問題でもあるので、次に、この点についてみてみよう。

司空に就いていた禹が、舜より位を譲り受け夏王朝を樹立した人物であることは周知に属する³³。また、司徒に就いていた契（高）は、夏の桀王を放伐し、殷王朝を樹立した湯王の祖とされている³⁴。さらに、司馬に就いていた后稷は、殷の紂王を放伐し、周王朝を樹立した武王の祖とされている³⁵。同じく緯書では司馬に就いていたとされ、また百官公卿表等では朕虞についていたとされる益は、周王朝を滅ぼした秦の始皇帝の祖とされている³⁶。堯・舜以降の王朝の変遷は、「堯↓舜↓禹（夏）↓殷（商）↓周（春秋・戦国）↓秦↓前漢」と展開したとされるが、堯・舜の補佐を行った人々（およびその子孫）たちによつて堯・舜以降の王朝交代が行われたとする右の構図は、多分に作爲的な感が否めない。しかし、以下に述べる五行思想との関わりから、このような構図が漢代に一定の事実として受け止められていたという点は注目しておくべきであろう。

周知のように、戦国末から前漢代にかけて現れた五行思想には五行相克説と五行相生説の両説が存在するが、特に三公制が形成される前漢末においては五行相生説が信仰されていた。王朝交代の図式もこの説に従つて説明されており、その次第を、創業者（もしくはその祖先）の就いていた官と比して表にすると次のようになる。

表2) 五行相生説と王朝交代

王朝	堯	舜	夏	殷	周	前漢	哀帝・王莽
五行	火	土	金	水	木	火	土
官			司空	司徒	司馬		

ちなみに後節にでも述べるように、前漢は堯の後裔であるとみなされ、再受命を行った哀帝や王朝革命を行った王莽は自らを舜の後裔と称した。これらを総じて右の表と合わせてみると、堯・舜以来の王朝交代は、堯・舜そしてその後裔を称するもの、さらに舜の時に三公にあった人々（およびその子孫）によつて担われていたということがわかるのである。なお、この五行相生の配列から司馬・朕虞に就いていた益の後裔である秦が外されているが、それは秦が儒家を弾圧し、前漢に滅ぼされたことによる配慮がなされているのではないかと考えられる³⁷。

以上、本節では前漢末の三公制を構成する大司馬・大司徒・大司空の淵源について考察し、舜の制との関連を明らか

にした。具体的には、①前漢末の大司馬などは、舜の時代、后稷・契・禹らの就いていたとされる司馬・司徒・司空に基づく前漢末に認識されていたこと。②これらの官は舜の政治の中でも重要な役割を果たし、他の官とも区別される存在であったこと。③后稷らは堯・舜以降の王朝交代を担う人々であり、特に前漢末に流行した五行相生説の中核をなす人々であったこと、等を明らかにした。

ところで、本節で述べたように五行相生思想は、過去の推移を説明するだけではなく、将来にわたって生じる事柄を説明する性格も有していた。例えば、前漢末に現れる、前漢王朝を堯の後裔とみなし、舜の後裔である哀帝や王莽によって改められるべきとする政治運動はそれに則つていふことができよう。次節では、その点をふまえて、前漢末に現れる政治的動向と三公制の形成を見てみようと思う。

二 前漢末における三公制の形成と受命思想

前節では三公を構成する大司馬・大司徒・大司空らが舜の時代に淵源を持つ官名であり、かつ前漢末には五行相生説に基づく王朝交代を進めるために重要な性格を内包していたことを明らかにした。本節では、このような性格を持つ制度が形成された政治的背景を明らかにしようと思う。

三公制に舜の制度を反映させたのは、前漢末に、舜の時代の出現を求める風潮があったからに他ならない。それが現在の漢を衰えた堯の後裔の時代と見なし、舜の後裔を求めることでこの衰えた雰囲気を一掃しようとする漢家堯後説の流行である¹⁾。以下、この漢家堯後説の出現と三公制の形成との関連について見ていきたいと思います。

『漢書』卷八五 谷永傳には、成帝の時代の人、谷永の発言が載せられているが、そこには、

至於陛下、獨違道縱欲、輕身妄行。當盛壯之隆、無繼嗣之福、有危亡之憂。積失君道、不合天意、亦已多矣。爲人後嗣、守人功業、如此、豈不負哉。方今社稷宗廟禍福安危之機在於陛下。陛下誠肯發明聖之德、昭然遠照。畏此上天之威怒、深懼危亡之徵兆、蕩滌邪辟之惡志。

とある。すなわち、成帝が道に違い欲を恣にし、輕挙妄動をする皇帝であったため、彼は壯年であるにも関わらず後継者

前漢末における三公制の形成について（吉野）

に恵まれず、ひいては社稷宗廟の安危にも関わると谷永はするのである。このような王朝と皇帝とを一体とし、その存亡を皇帝個人の修徳のあり方に求める考え方は、前漢中期に董仲舒によって体系化された天人相関説にすでに現れている。直接的な接点は見出せないが、谷永の考え方はこの董仲舒の学説の延長線上に位置するといえることができる。

臣下からこのような漢王朝の存続に対する危惧が示される一方、それを受ける皇帝側も古く悪しき状況を改めて一新しようとする態度を示すようになってくる。その最も明確な例として現れるのは「改元」である。また、前漢中期より皇帝の詔書の中に現れる、「更始・自新」の表明もその一つといえよう。この「更始・自新」は武帝の立皇后を伝えた『漢書』卷六武帝紀、元朔元（前一二八）年の条に、

春三月甲子、立皇后衛氏。詔曰、朕聞天地不變、不成施化。陰陽不變、物不暢茂。易曰、通其變、使民不倦。詩云、九變復貫、知言之選。朕嘉唐虞而樂殷周、據舊以鑿新。其赦天下、與民更始。諸通貨及辭訟在孝景後三年以前、皆勿聽治。

とあり、「民と更始す」と現れるのが始めである。それ以前においては、いくつか「自新」という語が詔書に現れる例があるけれども、それはあくまでも罪ある個人に対して行いを改めるよう求めるものであり、このような皇帝が天下と一体となって改めるという性格のものとは異なっていた。ちなみに、武帝以後の「更始・自新」の表明数を表にすると次のようになる。

表3) 皇帝らによる更始・自新の表明数

皇帝	武帝	宣帝	元帝	成帝	哀帝	太皇太后	王莽
表明	4	3	1	1	1	1	1

ここから武帝以降、ほぼすべての皇帝がその治世中に一度は「更始・自新」の表明をしていたことが窺える。このような「更始・自新」の行使を通じて政治を改めようとする動きは、儒教思想が政治世界に強く影響を及ぼすようになるのと、漢家堯後説や禪讓思想、再受命思想という発想を生み出すにいたった。昭帝の時代の儒学者、眭弘は、『春秋公羊傳』に通じ「大師」（『漢書』卷八八儒林傳）と称される人物であったが、

先師董仲舒有言、雖有繼體守文之君、不害聖人之受命。漢家堯後、有傳國之運。漢帝宜誰差天下、求索賢人、禪以

帝位、而退自封百里、如殷周二王後、以承順天命。

と発言している（『漢書』卷七五 眭弘傳）。すなわち、繼體守文の君主といえども、聖人が受命して帝位につくことを妨げることはできない。漢王朝は堯の後裔であり、誰かに国を伝える運命にある。よろしく賢者を捜し出して禪讓を行うように、と。今上帝に退位を求めるようなこの発言は、当然「大逆不道」と見なされ、彼は誅殺されてしまうのであるが、漢王朝を堯の後裔と見なし禪讓を求める発想は「更始・自新」の究極の形態であり後々まで受け継がれることとなる。前節にて紹介した『尚書中候』には、

卯金刀帝出、復堯之常。

と、「卯金刀」の皇帝が現れて、堯の後を継ぐであろうという意味の文章が現れる。いうまでもないことではあるが、この「卯金刀」とは「劉」字の解字であり、劉氏の皇帝が堯の世を復興させるという意味である。また、『漢書』卷一 高祖紀賛にも、

及高祖即位、置祠祀官、則有秦・晉・梁・荆之巫。世祠天地、綴之以祀。豈不信哉。由是推之、漢承堯運、德祚已盛。斷蛇之符、旗幟上赤、協于火德、自然之應、得天統矣。

と、漢が堯の後裔であることと火徳を有していたことが示されており、『漢書』の編纂された後漢初期には、漢が堯の後裔であるとする考えが広く流布していたと考えられる。

前漢末の哀帝は長く病いに苦しみ、二五歳の若さで没した皇帝であるが、この皇帝自身の病いと漢王朝の衰亡とが関連するものと考え、それを打開するために建平二（後五）年、漢に対する天命を再度受けることを狙った「再受命」が行われる。これは、漢家堯後説に基づいて王朝再生を企図したものであり、哀帝の待詔であった夏賀良らの発言から始まる。すなわち、『漢書』卷一一 哀帝紀、建平二年の条に、

待詔夏賀良等言、赤精子之讖、漢家曆運中衰、當再受命、宜改元易號。詔曰、漢興二百載、曆數開元。皇天降非材之佑、漢國再獲受命之符。朕之不徳、曷敢不通。夫基事之元命、必與天下自新。其大赦天下、以建平二年爲太初元將元年。號曰陳聖劉太平皇帝。漏刻以百二十爲度。

とあるように、夏賀良たちは「漢家の曆運が衰えつつある」と考え、それを解消するためには「再受命」を行い、改元

して帝号を改めねばならないとしている。この提案は、これまで見てきたことを踏まえると、前漢中期より現れる風潮を忠実に敷衍したものと考えられよう。哀帝はこの提案を受け容れ、詔を下し、「天下と自新」する旨を表明して天下に大赦を下し、年号を改めて自らの帝号を「陳聖劉太平皇帝」とした。この称号に現れる「陳」とは、『漢書』卷一一一哀帝紀に見える如淳の注に、

陳、舜後。王莽、陳之後。謬語以明莽當篡立而不知。

とあるように、舜の後裔であることを示したものとされている。この解釈に従えば、哀帝は夏賀良らの再受命を行うべきだとする提案を受け、皇帝号に「陳」の字を入れることよつて自らを舜の後裔と標榜し、再受命の天子であることを示したことになる。当然、舜の後裔たる哀帝に政権を譲り渡す既存の前漢政権は、（舜に政権を譲り渡した）堯の後裔たる政権であるべきであろう。

以上、建平二年に行われた哀帝の再受命を見てきたが、これを簡単にまとめると次のようになる。①後継者の不在や皇帝自身の病弱、災異の頻発という形で現れた漢王朝の衰退という認識の存在。②「陳」舜の後裔を帝号に冠し、自らを舜の後裔として行う再受命。このことよつて政権は再生され、哀帝の健康も快復すると考えられていたのである。これらの行為は、程度の差こそあれ、前漢中期より度々行われてきたものである。しかし、建平二年の再受命によつても、結局哀帝の病いがよくならなかったため、この施策は失敗と見なされ、提案者であつた夏賀良らは誅殺された。緯書の一つである『孝經援神契』には、

命有三科。有受命以任慶、有遭命以譴暴、有随命以督行。受命、謂年壽也。遭命、謂行善者而遇凶也。随命、謂隨其善惡而報之。

とあり、「受命・遭命・随命」と三種類の「命」が提示されているが、中でも「受命」に関しては、「年壽（寿命）」とを結びつけて考える見解が示されている。すなわち、天命を受けること（受命）は、その対象者に長寿をもたらすと考へられていたのである。哀帝の再受命を見てみると、その契機は彼が病弱であることが国家の不吉とされたところから始まり、再受命の結果、哀帝の病状が改まらず、そのことを以て失敗と見なされ、夏賀良らは罰せられた。これら一連の流れは、哀帝の「寿命」と王朝再生のための「受命」が密接に関わつていたことを示すであろう。

では、失敗に終わった再受命は哀帝の心境にどのような変化をもたらしたのであるうか。町田三郎氏は、哀帝時代のことを論じ、再受命失敗の後の哀帝の心境について、

ここで考えられることは、(哀帝の董賢への禪讓は：筆者加筆)建平二年の再受命失敗の痛手、天意を把握しかねた悔いが深く彼の心にのしかかっていたのではないかとということである。

とし、寵臣へ禪讓を行おうとしたということにも現れるように、半ば自暴自棄となつた哀帝の姿を指摘する。確かに、この寵臣へ禪讓を表明するというような、一種錯乱したようにも思われる哀帝の言動を見ていると町田氏の指摘は当を得たもののように考えられる。

しかし、再受命の失敗からおよそ三年経つた紀元前二年、哀帝が年号を「元壽」と改めていることを踏まえると、当時の哀帝の心境をただ自暴自棄とするにはなお躊躇するものを感じる。というのも、ここに現れる「壽」とは、先で見たとように、「壽命・受命」というような意味に通じる文字である。「元」とは、「はじめ」という意味で多く年号に用いられることを鑑みれば、この年号は「天命を受けた天子の長寿が約束された初めの年号」という意味合いを持つものであつたとして大過ないであろう。とすれば、元号の制定に皇帝の強い意志が反映することを踏まえると、この元には病弱な皇帝であつた哀帝の、再受命やそれに伴う再生への意志が依然として存続していたことが示されているといえるであろう。

このように考えてくると、その改元を承けた二年に三公制の改革が行われていることは、新たに天命を受けて政権を一新することによつて、哀帝の健康に象徴される時代の閉塞感を打開しようとする意図が存在していたと想定されよう。元壽二年の三公制設置は五月甲子で、六月戊午に哀帝が崩御するおよそ二ヶ月前にあたる。このことを踏まえると、当時、哀帝の病状は改まらず、その死期が迫っていたが、哀帝や群臣には舜の時代の象徴である三公制を設置させ、再受命の君主であることを明らかにし、その死を避けようとしていたとする想定も可能なのではないだろうか。

建平二年の再受命直前、一度は成帝時代に権力を掌握していた王氏に対する反感もあつて、三公制を廃し秦漢以来の丞相制を復した哀帝であつたが、病いからの快復という個人的理由もあつて、旧を打破して新をうち立てることにより、時代の閉塞感を打開することに務めた。哀帝の再受命と三公制の設置はこのように密接に絡み合う事柄であつた。

以上、本節では漢王朝衰退の認識とそれへの対処という点を考察することにより、哀帝の三公制設置に対する意図を見てきた。前漢末には、前漢王朝が衰退したとの認識とともに、衰退した漢王朝は、舜の後裔であることを主張することで再生可能だという認識が存在していた。三公制は、舜の後裔たる政権であることを主張するための制度として、右のような流れの中に成立した制度であったと推定されるのである¹²⁾。

哀帝の崩御からおよそ十年後の初始元(後八)年、王莽は真皇帝に即位する(即真)。この時の王莽の詔には「皇始祖考虞帝の苗裔」とあり、自らを舜(虞帝)の後裔と位置づけていることから、王莽の即真も前漢中期から現れる堯・舜革命を再現しようとする流れの中に存在していたことがわかる。その王莽は哀帝の崩御直後より大司馬として政権を掌握していく。従来、この時期の政治史では、王莽は既存の制度である三公制の上位に王莽が創始した制度である四輔制を設置することにより、王莽の権力をより高度なものにしようとしたと考えられている¹³⁾。筆者はそのような考え方自体を否定するものではない。しかし、王莽は即真の後も依然として三公を王朝の中核としている。それは王莽が舜の後裔として王朝革命を成功したと無関係ではないであろう。王莽は即真の際、哀帝の行った再受命を評して、

及前孝哀皇帝建平二年六月甲子下詔書、更爲太初元將元年。案其本事、甘忠可・夏賀良織書藏蘭臺。臣以爲元將元年者、大將居攝改元之文也。於今信矣。

とし、『漢書』卷九九 王莽傳)、哀帝らの再受命に対して一程の評価を下し、自らの王朝革命をその中に位置づけるのである。これは王莽の王朝革命が決して時代から切り離された特異なものではなく、むしろ前漢中期の流れの中から現れたものであったことを示している。つまり、三公制は、右のような流れの中で形成された制度とすべきなのである。

結語

本稿では以下の諸点を明らかにした。

① 前漢末の三公制を構成した大司馬・大司徒・大司空の名称は、舜の制の中に現れ、その施政を支えていた九官の中に存在していたと前漢末に認識されていた。また、それら三公とされた司馬・司徒・司空は、舜の後を継承して

いつた「夏」「殷」「周」の創始者たちが舜の部下として就いていた官であった。

② 前漢中々末期には、劉氏の王朝が衰退したとする認識が存在し、それを克服するために堯から舜への禪讓に倣い、それを当代でも行うべきであるとする風潮が現れた。それに立脚し、再受命を行った哀帝はこうした時代風潮の中に生きた皇帝であり、大司馬以下の三公制の採用はそれと連関するものであった。

ところで、本稿で考察してきたような三公制を構成する大司馬・大司徒・大司空の名称の淵源については、従来、当時存在していた今文学・古文学の学説対立との関連で論じられてきていた⁽¹⁾。すなわち、今文学派のテキストに現れる司馬・司徒・司空が、最も有力な説として前漢末における三公制形成に影響を与え、大司馬・大司徒・大司空から構成される三公制が現れたとするのである。しかし、こうした理解のみでは、古文学を標榜して改革を行った王莽やその腹心である劉歆らが、「新」を樹立する際に、なお大司馬などを以て三公としていたという事実を充分には説明しえないであろう。筆者は、大司馬らの名称における、このような今文学の影響を積極的に否定するものではないが、本稿で考察してきたことを踏まえると、その背景には堯・舜革命を再現することによって衰退した現実を改めようとする当時の風潮が、それを上回る形で影響を及ぼしていたのではないかと考える。王莽はそのような風潮を巧みに利用することによって、王朝交代を成功させた。舜の制に淵源を持つ三公制は王莽のプランを徹底するためにも重要な制度であり、古文学を標榜する彼にとっても無視できない制度だったのである。

註

- (1) 前漢末における三公制形成をめぐる主な研究論文として次のようなものがある。和文では、和田清『支那官制發達史』(汲古書院、一九七三年)、伊藤徳男「前漢の三公について」(『歴史』八、一九五四年)、伊藤徳男「前漢の九卿について」(『東方學論集』一、一九五四年)、堀池信夫「『周禮』の一考察」(『漢魏思想史研究』明治書院、一九八八年)、藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」(『東洋史研究』四八―四、一九八九年)、山田勝芳「前漢末三公制の形成と新出漢簡——王莽代政治史の前提——」(『集刊東洋学』六八、一九九二年)、吉村昌之「前漢の大司馬——前漢後半期における政治上の諸問題について——」(『史泉』八四、一

前漢末における三公制の形成について(吉野)

九六六年)、「富田健之「前漢後期における尚書体制の展開とそれをめぐる諸問題―中書宦官・三公制形成・王莽政權」(『東アジア―歴史と文化―』七、一九九八年)。中文では、安作璋・鉄熊基『秦漢官制史稿』上(齊魯書社出版、一九八四年)、祝總斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中國社會科學出版社、一九九〇年)。

(2) 前漢末における三公制設置を伝える主な史料は、綏和元年のものは『漢書』卷一〇成帝本紀綏和元年四月の条・同卷八三朱博傳、元壽二年のものは同卷一一哀帝本紀元壽二年五月の条にある。

(3) 『漢書』卷一九上百官公卿表には「周官則備矣。天官冢宰・地官司徒・春官宗伯・夏官司馬・秋官司寇・冬官司空、是爲六卿、各有徒屬職分、用於百事。太師・太傅・太保、是爲三公。蓋參天子坐、而議政、無不總統。故不以一職爲官名。又立三少、爲之副。少師・少傅・少保、是爲孤卿、與六卿爲九焉。記曰、三公無官。言有其人然後充之。舜之於堯、伊尹於湯、周公召公於周、是也。或說、司馬主天・司徒主人・司空主土、是爲三公」とあり、「太師・太傅・太保」と「司馬・司徒・司空」の二つの三公が存在している。狩野直喜氏は、「ところでこの三公といふ事につきましては今文家と古文家とは説がちがひます。今文では大司徒、大司馬、大司空を三公と申します。(中略)古文の經說では三公は太師・太傅・太保であります」(『禮經と漢制』『讀書叢餘』弘文堂書房、一九五二)とする。

(4) 『史記』卷二夏本紀には、「帝舜薦禹於天、爲嗣。十七年而帝舜崩」とあり、舜の後継者に禹が選ばれたことがわかる。

(5) 『史記』卷三殷本紀には、「殷契(中略)契卒、子昭明立。昭明卒、子相土立。相土卒、子昌若立。昌若卒、子曹圍立。曹圍卒、子冥立。冥卒、子振立。振卒、子微立。微卒、子報丁立。報丁卒、子報乙立。報乙卒、子報丙立。報丙卒、子壬壬立。主任卒、子主癸立。主癸卒、子天乙立。是爲成湯。成湯自契至湯、八遷」とあり、契の子孫が殷王朝を樹立した成湯であることが示されている。

(6) 『史記』卷四周本紀には、「后稷卒、子不窋立。(中略)不窋卒、子鞠立。鞠卒、子公劉立。(中略)公劉卒、子慶節立。(中略)慶節卒、子皇僕立。皇僕卒、子差弗立。差弗卒、子毀隤立。毀隤卒、子公非立。公非卒、子高圉立。高圉卒、子亞圍立。亞圍卒、子公叔祖頰立。公叔祖頰卒、子古公亶父立。(中略)古公有長子、曰太伯、次曰虞仲。太姜生少子季歷。(中略)古公卒、季歷立。是爲公季。(中略)公季卒、子昌立。是爲西伯。西伯曰文王」とあり、后稷の子孫が周王朝を樹立した文王であることが示されている。

(7) 『史記』卷五 秦本紀には、「大費拜受、佐舜調馴鳥獸、鳥獸多馴服。是爲柏翳。舜賜姓嬴氏」とある。史料中の「大費」とは益のことであり、そのことを踏まえるならば、益の子孫が秦王朝を樹立する嬴氏であつたことがいえるであろう。

(8) 一方、戦国末から前漢中期ころまで信仰された五行相勝(克)説では、秦は水徳として火徳の周に続くものとみなされていた。また、『漢書』卷二五下 郊祀志の贊によれば、「昔共工氏以水徳間於木火、與秦同運、非其次序、故皆不永」とあり、五行相生でも水徳の王朝とされたが、それはあくまでも「間位」であつたとされた。この点については、狩野直喜氏「五行の排列と五帝徳に就いて 續篇」(前掲『讀書餐餘』に所収) 参照。

(9) 前漢中期から王莽期における漢家禋後説の広まりおよび哀帝の再受命については、久野昇「漢室再受命の思想に就いて」(『東亞論叢』五、一九四一年) 河地重造、「王莽政權の出現」(岩波講座『世界歴史』四、一九七〇年)、町田三郎「前漢中末期の思想」(『秦漢思想史の研究』、一九八五年)、齋木哲朗「西漢後期の宗教意識と儒教」(『鳴門教育大学研究紀要』一〇、一九九五年)、同「王莽と漢代の儒教」―その儒家思想史における位置付け―(『鳴門教育大学研究紀要』一一、一九九六年) 参照。

(10) 前掲町田論文 二七一〜二七二頁。

(11) 陳直の『漢書新證』(武紀 建元元年の条) (天津人民出版社、一九五九年) によれば、西安にて「都元受二年」と書かれた瓦が発見されており、これは元壽二年のことを指しているとする。筆者も氏のこの指摘に首肯するものである。本文中にも述べたように、当時、「一壽」と「受」とは通用していたのであろう。

(12) 成帝は哀帝に先立つて綏和元年に三公制を設置しているが、これは丞相・大司馬・大司空・大司馬からなるものであり、本論で考察してきたような舜の制度を直接印象づけるものではない。また、成帝の時代に、哀帝や王莽に見られるような舜の待望を示した史料も見当たらない。これらのことは成帝の三公制、ひいては哀帝らの三公制の基礎となつた三公制が舜の制度の影響を受けていなかった可能性を示すものである。しかし、三公制の設置とほぼ同じ時期に州刺史が舜の制度に由来を持つ州牧へと改称されていること、また、成帝の時も哀帝の時と同じように前漢王朝の衰退とそれを克服するために郊祀制の模索がなされていたことを踏まえるならば、哀帝らほど明確ではないにせよ、同じような傾向が成帝の時代にもあつたのではないかと考える。この問題は、後論の課題であらう。

(13) 前掲富田論文によれば、「推測するに、それまでの国政機構の最高官(府)たる三公は、前漢中期以降の流れを承けて形成され前漢末における三公制の形成について」(吉野)

た、あくまで漢朝の官制である。王莽がいつ頃から政權篡奪を意識し始めたのか不明であるが、もしこの時点ですでにそれを意識していたとするならば、漢朝の三公制のさらにその上に、右のような四輔制を創造することで、自己の権力をより高次のものへとその転換を図つたものと考えられる」とする。

(14) 例えば、前掲山田論文によれば、「太師・太保はいずれも「古官」とされ、太師・太傅・太保の序列であったし、またいずれも金印紫綬であった。そして少傅は太子少傅としては「古官」として早くからあったが、皇帝の輔傅官としては初めてであった。このようにして今文学的大司馬などの三公制にやや遅れて、古文学的三公制を基礎とした四輔制が始まったのである」とある。